平成２５年（フ）第８４号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号　三ツ谷コーポ久志本210
破産者　落合　宏充
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９４４号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目１番27号
破産者　有限会社八大
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２２号
大阪市都島区高倉町１丁目２番27―307号
破産者　有限会社原田設備
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４１号
福岡県福岡市中央区薬院１丁目５番６号
破産者　株式会社オフィスフジカミ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７１号
福岡市博多区吉塚３丁目２番６号
破産者　株式会社アイシステム
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７２号
福岡市博多区吉塚３丁目２番６号
破産者　株式会社アイメディアミックス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４１号
福岡県福津市西福間２丁目19番11号
破産者　九州ハード株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００号
茨城県那珂市横堀1520番地の15
破産者　有限会社那珂グラフィック
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５１７号
栃木県矢板市石関658番地２
破産者　益子　幸枝
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７６号
栃木県那須塩原市島方379番地９
破産者　株式会社ユーアイ観光
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1669番地１
破産者　井上　弘之
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市蒲生茜町42番地４
破産者　有限会社井戸啓設備
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
埼玉県八潮市八潮１丁目17番地28
破産者　株式会社ＩＰＳ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
東京都台東区松が谷１丁目１番６号
破産者　有限会社ケイアイクラフト
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
東京都墨田区業平５丁目３番15号　クリスタルハイム１階
破産者　グローバルサプライ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５１４６号
千葉県柏市松葉町１丁目12―３―11―３
破産者　小島　康子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７６号
東京都江戸川区一之江６丁目13―３―201
破産者　土田　和彦
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―97―108、開始決定時の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目17―10―1103
破産者　川村　　潤
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６２号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目30―１アヴェニューＫ305、開始決定時の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目17―10―1103
破産者　糠信なほこ（旧姓川村）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５２８号
東京都渋谷区桜丘町22番14号ヒルメゾンシブヤ３階302号室
破産者　株式会社エムウィン
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０３７号
神奈川県平塚市東中原１丁目13―31―105
破産者　川島　文夫
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７６号
東京都足立区足立１丁目19―５―212号
破産者　久野　欣哉
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部